

契約種別：はぴeセット

1. エコキュートのリース

弊社は、この契約種別による需給契約を締結いただくお客さまに、弊社が別に定めるはぴeセットリース約款（以下「リース約款」といいます。）第1条(リース物件)に定めるリース物件のエコキュート（以下「エコキュート」といいます。）をリースします。エコキュートの取扱いについてはリース約款によるものといたします。

なお、エコキュートは、この契約種別による需給契約を締結する需要場所と同一の需要場所でご利用いただきます。

2. 適用範囲

低圧で電気の供給を受け、住宅用に電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、弊社との協議が整った場合に適用いたします。

ただし、お客さまの与信調査の結果等から、この契約種別による需給契約の締結が不相当であると弊社が判断した場合およびエコキュートの取付けまたは保守が技術的に困難であると弊社が判断した場合は、この限りではありません。

- (1) お客さまの年齢が、申込時点において、20歳以上で、かつ、70歳未満であること。
- (2) お客さまが、エコキュートを取り付ける住宅の所有者または所有者から数えて二親等までの親族であること。
- (3) 電灯または小型機器の総容量が原則として400ボルトアンペアをこえ、契約電力または契約設備電力が原則として50キロワット未満であること。
- (4) 1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力または契約設備電力の合計が原則として50キロワット未満であること。

3. 供給条件および料金表の変更

(1) 弊社は、電気供給条件（低圧）（以下「供給条件」といいます。）および料金表を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、弊社は、変更された税率にもとづき、供給条件および料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。

(3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、弊社は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、供給条件または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。

(4) (1)、(2)または(3)の場合、弊社は、供給条件および料金表の変更前は、供給条件および料金表の変更内容を、変更後は、供給条件および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわれない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、弊社のホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付もいたしません。

4. 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ供給条件および料金表を承認のうえ、弊社所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが弊社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ弊社が通知することがあります。

(2) お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

- ・ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。
- ・ 弊社が、電気の需給契約の締結に必要なお客さまに関する事項のうち、当該一般送配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者に提供すること。
- ・ 当該一般送配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、弊社に対し提供すること。

5. 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを弊社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、弊社は、需給契約の成立の日によって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

(2) 弊社は、次の場合には、この契約種別による需給契約を承諾した後であっても、承諾を取り消すことができるものとし、弊社の責めとならない理由によるものであるときには、弊社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- ・ 申込内容に、事実と異なる内容があることが確認された場合
- ・ エコキュートの取付けまたは保守が技術的に困難である等やむをえない理由があると弊社が判断した場合
- ・ その他、弊社が需給契約の承諾を取り消すべきと判断する理由がある場合

(3) 契約期間は、需給契約が成立した日から、この契約種別による需給開始日以降、121回目の検針日の前日までといたします。（需給開始日が検針日と同日の場合は、需給開始日を1回目の検針日といたします。）

(4) 弊社は、契約期間の満了日に先立って、お客さまから特段の申出がない場合は、契約期間の満了日の翌日に、お客さまの契約を弊社が適当と判断する契約種別に変更いたします。

なお、弊社は契約期間の満了日に先立って、弊社が適当と判断する契約種別を明らかにし、当該契約種別へ変更する旨を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により通知いたします。

6. 供給の開始

(1) 弊社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 弊社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

7. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

8. 検針日

検針は、お客さまごとに弊社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者が行います。

なお、弊社は当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を弊社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

9. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

なお、需給契約に変更等があった場合、基本料金およびしきい値電力量について、使用日数に応じた日割計算を行いません。

10. 使用電力量の算定

料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定める 30 分ごとの接続供給電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。なお、託送約款等に定める記録型等計量器以外で計量する場合の、30 分ごとの接続供給電力量は、料金の算定期間に計量された接続供給電力量を均等に配分した値といたします。

また、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと弊社との協議によって定めます。

11. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

12. 最大使用電力の算定

(1) 料金の算定期間における最大使用電力は、(2)の場合を除き、託送約款等に定める 30 分ごとの接続供給電力量（30 分ごとに計量された電力量）を 2 倍した値の最大値といたします。

(2) 計量器の故障等により最大使用電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間における最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと弊社との協議によって定めます。

13. 契約電力

各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、料金表によって受けた電気の供給とみなします。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器以外の計量器で計量する場合の契約電力は、供給条件および料金表に準じて定めた値とすることがあります。

14. 料金プランおよび料金プランの変更

(1) 料金プランは次のとおりとし、お客さまにご希望の料金プランを弊社所定の様式によって申し出ていただきます。

- ・ Sプラン
- ・ Mプラン
- ・ Lプラン

(2) 料金プランは、契約期間中であっても、変更いただけます。ただし、この契約種別による需給開始日および料金プランの変更日から 1 年間は、他の料金プランへ変更いただけません。

なお、料金プランの変更日は、お申込みいただいた後、弊社の処理が完了した日の直後の検針日といたします。

15. 料金

(1) Sプラン

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を合計したものといたします。

区分	単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)
基本料金	1月1契約につき	9,800円00銭
電力量料金	200kWhを超える1kWhにつき	25円30銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金	弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/)	
燃料費調整額	弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepco.jp/ryokin/seido/)	

※200kWhまでは基本料金の範囲内でご利用いただけます。(再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を除く)

(2) Mプラン

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を合計したものといたします。

区分	単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)
基本料金	1月1契約につき	14,600円00銭
電力量料金	450kWhを超える1kWhにつき	21円53銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金	弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/)	
燃料費調整額	弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepco.jp/ryokin/seido/)	

※450kWhまでは基本料金の範囲内でご利用いただけます。(再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を除く)

(3) Lプラン

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を合計したものといたします。

区分	単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)
基本料金	1月1契約につき	19,400円00銭
電力量料金	700kWhを超える1kWhにつき	20円50銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金	弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepeco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/)	
燃料費調整額	弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepeco.jp/ryokin/seido/)	

※700kWhまでは基本料金の範囲内でご利用いただけます。(再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を除く)

16. 初回の料金算定期間が「1月」に満たない場合の料金

この契約種別による需給開始日が、検針日でない場合、初回の料金算定期間の料金は、「15.料金」にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) Sプラン

初回の料金算定期間の料金は、初回電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を合計したものといたします。

区分	単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)
初回電力量料金	1kWhにつき	25円30銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金	弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepeco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/)	
燃料費調整額	弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepeco.jp/ryokin/seido/)	

(2) Mプラン

初回の料金算定期間の料金は、初回電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を合計したものといたします。

区分	単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)
初回電力量料金	1kWhにつき	21円53銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金	弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepeco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/)	
燃料費調整額	弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepeco.jp/ryokin/seido/)	

(3) Lプラン

初回の料金算定期間の料金は、初回電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を合計したものといたします。

区分	単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)
初回電力量料金	1kWhにつき	20円50銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金	弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepeco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/)	
燃料費調整額	弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepeco.jp/ryokin/seido/)	

17. しい値電力量に満たない場合の「はびeポイント」の加算

(1) 各月の使用電力量がしい値電力量に満たない場合、弊社は次のとおり、はびeポイント(弊社が提供するはびeポイントクラブにおけるはびeポイントをいいます。以下「しい値未達ポイント」といいます。)を加算するものといたします。ただし、「16.初回の料金算定期間が「1月」に満たない場合の料金」の料金が適用される料金算定期間においては、しい値未達ポイントを加算いたしません。

① しい値未達ポイントは、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{しい値未達ポイント} = \text{しい値未達電力量} \times 10 \text{ポイント}$$

② しい値未達電力量は、次の算式によって算定された値といたします。

ただし、次の算式によって算定された値が0kWhを下回る場合のしい値未達電力量は0kWhといたします。

$$\text{しい値未達電力量} = \text{しい値電力量} - \text{その1月の使用電力量}$$

③ 各プランにおけるしい値電力量は次のとおりといたします。

- ・Sプラン : 200kWh
- ・Mプラン : 450kWh
- ・Lプラン : 700kWh

(2) しい値未達ポイントは、各月の検針日の翌営業日(営業日は弊社が定めます。)から5営業日以内に加算し、有効期限は加算された日から5カ月後の月の末日までといたします。有効期限が過ぎたしい値未達ポイントは失効するものといたします。

ただし、弊社がしい値未達ポイントを加算する時点で、次のいずれかに該当しない場合、弊社はしい値未達ポイントを加算いたしません。また、加算されなかったしい値未達ポイントは消滅するものとし、さかのぼって加算いたしません。

- ・はびeみる電の会員であること
- ・はびeポイントクラブの会員であること

(3) はびeポイントクラブの入会およびはびeポイントに係るその他の事項については、はびeポイントクラブ会員規約およびはびeポイント規定によるものといたします。

18. 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、弊社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを弊社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、原則として次によります。

- (1) お客さまが指定する口座から弊社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、弊社が指定した様式によりあらかじめ弊社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが弊社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に、原則として毎月継続して料金を立替えさせる方法により弊社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、弊社が指定した様式によりあらかじめ弊社に申し出ていただきます。

19. 帳票発行手数料

- (1) 弊社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。
なお、帳票発行手数料は、弊社が各帳票を発行した料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。
 - ① お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、弊社が認める場合
 - ② お客さまが、「18.料金その他の支払方法」にかかわらず、料金を、弊社が発行した振込用紙により、弊社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われるとき
 - ③ お客さまが、「18.料金その他の支払方法」(1)または(2)による支払いが不能となったこと等弊社の責めとならない理由により、料金を、弊社が発行した振込用紙により、弊社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合
- (2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。
 - ・ (1)①の場合
1 料金の算定期間および1契約につき、110円00銭
 - ・ (1)②または③の場合
1 料金の算定期間および1契約につき、220円00銭

20. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、弊社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

21. 違約金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、弊社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - ・ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ・ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ・ 動力を使用する契約種別の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたとき
 - ・ その他供給条件および料金表に反した場合
- (2) (1)の免れた金額は、電気特定小売供給約款、供給条件および料金表にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、弊社が決定した期間といたします。

22. 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、「4.需給契約の申込み」に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1)の場合、弊社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。
なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

23. 需給契約の消滅

お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、弊社に通知していただきます。
当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。
なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

24. 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

供給条件にもとづき、弊社は、需給契約の消滅または変更の日、料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

25. 需給契約の解約等

- (1) 弊社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ① お客さまが供給条件に定める事項によって電気の供給を停止された場合で弊社または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき
 - ② お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ③ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ④ 供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他供給条件および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ⑤ お客さまが、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てまたは公租公課滞納処分等を受けた場合
 - ⑥ お客さまが、破産、民事再生もしくはその他法律上の倒産手続の申立てを受けた、または自ら申し立てた場合
 - ⑦ お客さまの責めとなる理由または天災地変により、エコキュートが毀損し、修理が不可能な場合または滅失した場合
 - ⑧ お客さまが、リース約款に反した場合
 - ⑨ リース約款第3条（取付工事・引渡し）6項に定める引渡完了日（以下「引渡完了日」といいます。）以降、エコキュートがお客さまの責めとならない理由（天災地変によるものを除きます。）により毀損し、修理が不可能な場合または滅失した場合
- (2) お客さまがその他供給条件および料金表に反した場合には、弊社は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。
- (3) (1)および(2)の場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが、需給契約の消滅による通知をされないうえ、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らか場合には、弊社および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

26. 解約精算金の請求

- (1) 引渡完了日以降、契約期間満了に先立って、この契約種別による需給契約を廃止される場合（契約種別の変更および電気の供給を受ける小売電気事業者の変更を含みます。）または「25.需給契約の解約等」により解約となる場合（(1)の⑨を除く）、弊社は契約期間の残りの期間に応じ、弊社が別に定めるはびeセット（主契約料金表）解約精算金通知書のとおり解約精算金を申し受けます。
なお、解約精算金は弊社が定める方法によりお支払いいただくものとし、この場合、弊社は分割での支払い等には応じません。
- (2) 引渡完了日以降、契約期間満了に先立って、この契約種別による需給契約が「25.需給契約の解約等」(1) ⑨により解約となる場合、弊社は解約精算金を申し受けません。

27. 名義変更の承諾

名義変更の申出があり、新たなお客さまが「2.適用範囲」の要件を満たしていない場合等、弊社が不相当と判断する場合は、弊社は名義の変更の申出をお断りすることがあります。

28. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

29. 損害賠償の免責

- (1) 供給条件に定める事項により、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが弊社の責めとならない理由によるものであるときには、弊社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
なお、この場合には、弊社は、料金の減額等についても行いません。
- (2) 供給条件に定める事項により、電気の供給を停止した場合または解約等によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、弊社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) その他弊社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、弊社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

30. 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の弊社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - ① 修理可能な場合
修理費
 - ② 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、弊社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、弊社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

31. 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 弊社が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、弊社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、弊社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものとし、ます。
- (3) 託送約款等に定めるところにより、弊社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、弊社が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、弊社は、その金額をお客さまから申し受けます。

32. 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 弊社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
 - ・不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査
 - またはお客さまの電気の使用用途の確認
 - ・その他供給条件および料金表によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務
- (2) 当該一般送配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
なお、お客さまのお求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

33. 電気の使用にともなうお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者、弊社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- (1) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (5) その他上記に準ずる場合

34. 保安の責任

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

35. 調査

当該一般送配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

36. 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を弊社、当該一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

37. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - ・お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ・お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を弊社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

38. オプション契約（IHクッキングヒーター）

- (1) 適用
この契約種別とあわせて契約を希望するお客さまで、かつ、弊社との協議が整った場合に適用いたします。
- (2) IHクッキングヒーターのリース
弊社は、はびeセットオプション料金表（IHクッキングヒーター）（以下「オプション料金表（IHクッキングヒーター）」といいます。）によるオプション契約（以下「オプション契約（IHクッキングヒーター）」といいます。）をご契約いただくお客さまに、リース約款第1条（リース物件）に定めるリース物件のIHクッキングヒーター（以下「IHクッキングヒーター」といいます。）をリースします。IHクッキングヒーターの取扱いについてはリース約款によるものといたします。
なお、IHクッキングヒーターは、この契約種別による需給契約を締結する需要場所と同一の需要場所でご利用いただけます。
- (3) オプション契約の承諾等
 - ① オプション契約（IHクッキングヒーター）の申込みをされる場合は、この契約種別による新たな電気の需給契約の申込みとあわせて、弊社所定の様式によって申込みをしていただきます。
 - ② オプション契約（IHクッキングヒーター）は、①による申込みを弊社が承諾したときに成立いたします。
- (4) オプション契約の承諾後の取消し
弊社は、次の場合には、オプション契約（IHクッキングヒーター）を承諾した後であっても、承諾を取り消すことができるものとし、弊社の責めとならない理由によるものであるときには、弊社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
 - ① 申込内容に、事実と異なる内容があることが確認された場合
 - ② IHクッキングヒーターの取付けまたは保守が技術的に困難である等やむをえない理由があると弊社が判断した場合
 - ③ この契約種別による需給契約が取り消された場合
 - ④ その他、弊社がオプション契約（IHクッキングヒーター）の承諾を取り消すべきと判断する理由がある場合
- (5) 契約期間
契約期間は、オプション契約（IHクッキングヒーター）が成立した日から、この契約種別による需給開始日以降、121回目の検針日の前日までといたします。（需給開始日が検針日と同日の場合は、需給開始日を1回目の検針日といたします。）
- (6) オプションリース料金
 - ① お客さまは、IHクッキングヒーターのタイプごとに、以下に定めるオプションリース料金（以下「リース料金（IHクッキングヒーター）」といいます。）を、この契約種別による需給契約に基づく料金算定期間ごとにこの契約種別による需給契約の料金とあわせて支払っていただくこととし、リース料金（IHクッキングヒーター）のみでお支払いいただくことができないものとします。
なお、この契約種別による需給契約の料金が、「16. 初回の料金算定期間が「1月」に満たない場合の料金」に該当する場合は、弊社は次回この契約種別による需給契約に基づく料金算定期間からリース料金（IHクッキングヒーター）を請求いたします。

タイプ	単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)
据置タイプ（ミドルグレード）	1月1契約につき	1,320円00銭
ビルトインタイプ（ミドルグレード）	1月1契約につき	1,870円00銭
ビルトインタイプ（ハイグレード）	1月1契約につき	2,420円00銭

- ② リース料金（IHクッキングヒーター）の支払義務発生日は、この契約種別による需給契約に基づく検針日とし、お客さまは、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「支払期日」といいます。）にリース料金（IHクッキングヒーター）を支払います。なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日をその翌日とします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日とします。
- ③ お客さまは、この契約種別による需給契約の料金を口座振替にて支払うことを弊社が承諾した場合、この契約種別による需給契約の料金とリース料金（IHクッキングヒーター）を一括して、お客さまが指定した銀行口座から弊社の銀行口座へ振り替えることによってリース料金（IHクッキングヒーター）を支払うことができます。なお、この契約種別による需給契約の料金およびリース料金（IHクッキングヒーター）全額がお客さまの指定する銀行口座から引き落とされたときに弊社への支払いがなされたものとします。
- ④ お客さまは、この契約種別による需給契約の料金をクレジットカードにて支払うことを弊社が承諾した場合、この契約種別による需給契約の料金とリース料金（IHクッキングヒーター）を一括して、クレジット会社に毎月継続して立替えさせることによってリース料金（IHクッキングヒーター）を支払うことができます。なお、この契約種別による需給契約の料金およびリース料金（IHクッキングヒーター）全額がクレジット会社によって弊社が指定した金融機関等に払い込まれたときに弊社への支払いがなされたものとします。
- ⑤ 「38. オプション契約（IHクッキングヒーター）」の「(6) オプションリース料金」③または④の定めに関わらず、払込伝票によるこの契約種別による需給契約の料金およびリース料金（IHクッキングヒーター）の支払いを弊社が指定した場合、お客さまは弊社の発行する払込伝票により支払います。なお、お客さまが弊社の発行する払込伝票によりこの契約種別による需給契約の料金およびリース料金（IHクッキングヒーター）全額を払い込まれたときに弊社への支払いがなされたものとします。
- ⑥ 「38. オプション契約（IHクッキングヒーター）」の「(6) オプションリース料金」③または④によるリース料金（IHクッキングヒーター）の支払いは、弊社所定の手続き完了次第開始します。
- ⑦ リース料金（IHクッキングヒーター）は1月単位で支払われるものとし、弊社は如何なる場合においても、リース料金（IHクッキングヒーター）の日割計算による算定・精算を行いません。
- ⑧ 毀損、滅失、故障修理、メンテナンスまたは取替工事等によりIHクッキングヒーターが使用できない期間がある場合またはその他IHクッキングヒーターが使用されなかった場合であっても、弊社はリース料金（IHクッキングヒーター）の減免、返還等には応じないものとし

たします。

- ⑨ リース料金（IHクッキングヒーター）は、支払義務が発生した月の順序で支払っていただくこととし、リース料金（IHクッキングヒーター）の一部支払いは認められません。
- ⑩ 弊社は、リース料金（IHクッキングヒーター）の前払いを拒否することができるものとします。
- ⑪ オプション契約（IHクッキングヒーター）の成立後に消費税率または地方消費税率が変更された場合、弊社は、法令の定めにしたがって、リース料金（IHクッキングヒーター）を変更することができるものとします。
- (7) 延滞利息
- ① お客さまがリース料金（IHクッキングヒーター）を支払期日を経過してなお支払われない場合には、弊社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、リース料金（IHクッキングヒーター）を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- ② 延滞利息は、その算定の対象となるリース料金（IHクッキングヒーター）から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- ③ お客さまは、延滞利息を、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となるリース料金を支払われた直後に支払義務が発生するリース料金とあわせて支払っていただきます。
- (8) 解約
- 次に該当する場合には、弊社はオプション契約（IHクッキングヒーター）を解約できるものといたします。
- ① お客さまが、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てまたは公租公課滞納処分等を受けた場合
- ② お客さまが、破産、民事再生もしくはその他法律上の倒産手続の申立てを受けた、または自ら申し立てた場合
- ③ お客さまの責めとなる理由または天災地変により、IHクッキングヒーターが毀損し、修理が不可能な場合または滅失した場合
- ④ お客さまが、オプション料金表（IHクッキングヒーター）およびリース約款に反した場合
- ⑤ お客さまが、弊社とお客さまとの間で締結した他の契約に反した場合
- ⑥ お客さまが、この契約種別による需給契約を廃止される場合（契約種別の変更および電気の供給を受ける小売電気事業者の変更を含みます。）もしくは需給契約が解約となった場合
- ⑦ お客さまが、オプション契約（IHクッキングヒーター）の解約を申し出る場合
- ⑧ 引渡完了日以降、IHクッキングヒーターがお客さまの責めとならない理由（天災地変によるものを除きます。）により毀損し、修理が不可能な場合または滅失した場合
- (9) 解約精算金の請求
- ① 引渡完了日以降、契約期間満了に先立って、「38. オプション契約（IHクッキングヒーター）」の「(8) 解約」(⑧を除く)により、オプション契約（IHクッキングヒーター）が解約となった場合は、「38. オプション契約（IHクッキングヒーター）」の「(6) オプションリース料金」に定めるリース料金（IHクッキングヒーター）に残支払回数に乗じた金額を解約精算金として申し受けます。
なお、解約精算金は弊社が定める方法によりお支払いいただくものといたします。この場合、弊社は分割での支払い等には応じません。
・残支払回数 = 120回 - 「38. オプション契約（IHクッキングヒーター）」の「(6) オプションリース料金」によりリース料金を支払った回数（解約以降にリース料金として支払われるものを含みます。）
- ② 引渡完了日以降、契約期間満了に先立って、オプション契約（IHクッキングヒーター）が「38. オプション契約（IHクッキングヒーター）」の「(8) 解約」⑧により解約となる場合、弊社は解約精算金を申し受けません。
- (10) オプション料金表の変更
- 弊社は、予告無くオプション料金表（IHクッキングヒーター）を変更できるものとします。弊社は、オプション料金表（IHクッキングヒーター）を変更する場合、弊社のホームページにあらかじめ掲示し、変更後のオプション料金表（IHクッキングヒーター）の実施日の前営業日までにお客さまから申出がないときは、弊社は、お客さまが変更後のオプション料金表（IHクッキングヒーター）に同意したものとみなします。

39. オプション契約（EV充電器）

- (1) 適用
- この契約種別とあわせて契約を希望するお客さまで、かつ、弊社との協議が整った場合に適用いたします。
- (2) EV充電器のリース
- 弊社は、はぴeセットオプション料金表（EV充電器）（以下「オプション料金表（EV充電器）」といいます。）によるオプション契約（以下「オプション契約（EV充電器）」といいます。）をご契約いただくお客さまに、リース約款第1条（リース物件）に定めるリース物件のEV充電器（以下「EV充電器」といいます。）をリースします。EV充電器の取扱いについてはリース約款によるものといたします。
なお、EV充電器は、この契約種別による需給契約を締結する需要場所と同一の需要場所でご利用いただけます。
- (3) オプション契約の承諾等
- ① オプション契約（EV充電器）の申込みをされる場合は、この契約種別による新たな電気の需給契約の申込みと合わせて、弊社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- ② オプション契約（EV充電器）は、①による申込みを弊社が承諾したときに成立いたします。
- (4) オプション契約の承諾後の取消し
- 弊社は、次の場合には、オプション契約（EV充電器）を承諾した後であっても、承諾を取り消すことができるものとし、弊社の責めとならない理由によるものであるときには、弊社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ① 申込内容に、事実と異なる内容があることが確認された場合
- ② EV充電器の取付けまたは保守が技術的に困難である等やむをえない理由があると弊社が判断した場合
- ③ この契約種別による需給契約が取り消された場合
- ④ その他、弊社がオプション契約（EV充電器）の承諾を取り消すべきと判断する理由がある場合
- (5) 契約期間
- 契約期間は、オプション契約（EV充電器）が成立した日から、この契約種別による需給開始日以降、121回目の検針日の前日までといたします。（需給開始日が検針日と同日の場合は、需給開始日を1回目の検針日といたします。）
- (6) オプションリース料金
- ① お客さまは、EV充電器のタイプごとに、以下に定めるオプションリース料金（以下「リース料金（EV充電器）」といいます。）を、この契約種別による需給契約に基づく料金算定期間ごとにこの契約種別による需給契約の料金とあわせて支払っていただくこととし、リース料金（EV充電器）のみでお支払いいただくことはできないものとします。
なお、この契約種別による需給契約の料金が、「16. 初回の料金算定期間が「1月」に満たない場合の料金」に該当する場合は、弊社は次回この契約種別による需給契約に基づく料金算定期間からリース料金（EV充電器）を請求いたします。

タイプ	単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)
コンセントタイプ		新規受付停止
充電ケーブル搭載タイプ	1月1契約につき	1,760円00銭

- ② リース料金（EV充電器）の支払義務発生日は、この契約種別による需給契約に基づく検針日とし、お客さまは、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「支払期日」といいます。）にリース料金（EV充電器）を支払います。なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日をその翌日とします。また、翌日が日曜日

または休日に該当するときは、さらにその翌日とします。

- ③ お客さまは、この契約種別による需給契約の料金を口座振替にて支払うことを弊社が承諾した場合、この契約種別による需給契約の料金とリース料金（E V充電器）を一括して、お客さまが指定した銀行口座から弊社の銀行口座へ振り替えることによってリース料金（E V充電器）を支払うことができます。なお、この契約種別による需給契約の料金およびリース料金（E V充電器）全額がお客さまの指定する銀行口座から引き落とされたときに弊社への支払いがなされたものとします。
 - ④ お客さまは、この契約種別による需給契約の料金をクレジットカードにて支払うことを弊社が承諾した場合、この契約種別による需給契約の料金とリース料金（E V充電器）を一括して、クレジット会社に毎月継続して立替えさせることによってリース料金（E V充電器）を支払うことができます。なお、この契約種別による需給契約の料金およびリース料金（E V充電器）全額がクレジット会社によって弊社が指定した金融機関等に払い込まれたときに弊社への支払いがなされたものとします。
 - ⑤ 「39. オプション契約（E V充電器）」の「(6) オプションリース料金」③または④の定めに関わらず、払込伝票によるこの契約種別による需給契約の料金およびリース料金（E V充電器）の支払いを弊社が指定した場合、お客さまは弊社の発行する払込伝票により支払います。なお、お客さまが弊社の発行する払込伝票によりこの契約種別による需給契約の料金およびリース料金（E V充電器）全額を払い込まれたときに弊社への支払いがなされたものとします。
 - ⑥ 「39. オプション契約（E V充電器）」の「(6) オプションリース料金」③または④によるリース料金（E V充電器）の支払いは、弊社所定の手続き完了次第開始します。
 - ⑦ リース料金（E V充電器）は1月単位で支払われるものとし、弊社は如何なる場合においても、リース料金（E V充電器）の日割計算による算定・精算を行いません。
 - ⑧ 毀損、滅失、故障修理、メンテナンスまたは取替工事等によりE V充電器が使用できない期間がある場合またはその他E V充電器が使用されなかった場合であっても、弊社はリース料金（E V充電器）の減免、返還等には応じないものといたします。
 - ⑨ リース料金（E V充電器）は、支払義務が発生した月の順序で支払っていただくこととし、リース料金（E V充電器）の一部支払いは認められません。
 - ⑩ 弊社は、リース料金（E V充電器）の前払いを拒否することができるものとします。
 - ⑪ オプション契約（E V充電器）の成立後に消費税率または地方消費税率が変更された場合、弊社は、法令の定めにしたがって、リース料金（E V充電器）を変更することができるものとします。
- (7) 延滞利息
- ① お客さまがリース料金（E V充電器）を支払期日を経過してなお支払われない場合には、弊社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、リース料金（E V充電器）を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
 - ② 延滞利息は、その算定の対象となるリース料金（E V充電器）から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
 - ③ お客さまは、延滞利息を、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となるリース料金を支払われた直後に支払義務が発生するリース料金とあわせて支払っていただきます。
- (8) 解約
- 次に該当する場合には、弊社はオプション契約（E V充電器）を解約できるものといたします。
- ① お客さまが、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てまたは公租公課滞納処分等を受けた場合
 - ② お客さまが、破産、民事再生もしくはその他法律上の倒産手続の申立てを受けた、または自ら申し立てた場合
 - ③ お客さまの責めとなる理由または天災地変により、E V充電器が毀損し、修理が不可能な場合または滅失した場合
 - ④ お客さまが、オプション料金表（E V充電器）およびリース約款に反した場合
 - ⑤ お客さまが、弊社とお客さまとの間で締結した他の契約に反した場合
 - ⑥ お客さまが、この契約種別による需給契約を廃止される場合（契約種別の変更および電気の供給を受ける小売電気事業者の変更を含みます。）もしくは需給契約が解約となった場合
 - ⑦ お客さまが、オプション契約（E V充電器）の解約を申し出る場合
 - ⑧ 引渡完了日以降、E V充電器がお客さまの責めとならない理由（天災地変によるものを除きます。）により毀損し、修理が不可能な場合または滅失した場合
- (9) 解約精算金の請求
- ① 引渡完了日以降、契約期間満了に先立って、「39. オプション契約（E V充電器）」の「(8) 解約」(⑧を除く)により、オプション契約（E V充電器）が解約となった場合は、「39. オプション契約（E V充電器）」の「(6) オプションリース料金」に定めるリース料金（E V充電器）に残支払回数乗じた金額を解約精算金として申し受けます。
なお、解約精算金は弊社が定める方法によりお支払いいただくものといたします。この場合、弊社は分割での支払い等には応じません。
・残支払回数 = 120回 - [「39. オプション契約（E V充電器）」の「(6) オプションリース料金」によりリース料金を支払った回数（解約以降にリース料金として支払われるものを含みます。)]
 - ② 引渡完了日以降、契約期間満了に先立って、オプション契約（E V充電器）が「39. オプション契約（E V充電器）」の「(8) 解約」⑧により解約となる場合、弊社は解約精算金を申し受けません。
- (10) オプション料金表の変更
- 弊社は、予告無くオプション料金表（E V充電器）を変更できるものとします。弊社は、オプション料金表（E V充電器）を変更する場合、弊社のホームページにあらかじめ掲示し、変更後のオプション料金表（E V充電器）の実施日の前営業日までにお客さまから申出がないときは、弊社は、お客さまが変更後のオプション料金表（E V充電器）に同意したものとみなします。

40. 個人情報の取扱い

弊社は、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを十分認識し、個人情報の取扱いについて定めた法令等を遵守するとともに、プライバシー権等の権利にも配慮した適切な取扱いを図ります。また、取扱いを必要に応じて見直し、改善に努めてまいります。

個人情報に関する管理責任者および共同利用における個人情報の管理責任者が弊社である場合の管理責任者の名称・住所・代表者の氏名は、弊社ホームページの「関西電力個人情報保護方針」(<https://www.kepco.co.jp/siteinfo/privacy/>)の「個人情報取扱事業者」の箇所をご参照ください。

個人情報の利用目的	<p>弊社では、次の事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、弊社および弊社が取引する者の提供する商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で個人情報を利用いたします。</p> <p>(1) 電気事業 (2) 熱供給事業 (3) 電気通信事業 (4) 情報処理および情報提供サービス事業 (5) ガス供給事業 (6) 電気機械器具および蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化または電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転および保守 (7) 鉄道事業法による運輸事業 (8) 不動産の売買、賃貸借および管理 (9) (1)から(8)までの事業および環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売 (10) (1)から(9)までに付帯関連する事業</p>
共同利用プライバシーポリシー (電気事業に関するもの)	<p>弊社は、以下の者との間で個人情報を共同利用することがあります。</p> <p>(1) 小売電気事業者 (2) 一般送配電事業者 (3) 配電事業者 (4) 電力広域的運営推進機関 (5) 需要抑制契約者 (6) 小売供給契約に含まれるサービスの提供者</p> <p>※詳細は、弊社ホームページの「共同利用プライバシーポリシー」(https://www.kepco.co.jp/siteinfo/privacy/)をご参照ください。</p>
共同利用 (はびeセット関連)	<p>共同利用する者の範囲：弊社は、以下の者との間で個人情報を共同利用することがあります。</p> <p>リース約款に定める指定工事店、リース物件の製造会社</p> <p>共同利用の目的：リース物件の取付工事・修理等リースに関する業務遂行のため</p> <p>共同利用する情報項目：氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号</p> <p>共同利用の管理責任者：関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表執行役社長 森 望</p>
関西電力のグループ会社への個人情報の提供	<p>弊社は、関西電力のグループ会社（以下「グループ会社」といいます。）が提供する各種商品・サービスの案内、商品・サービスの開発・改善、サービス改善等のための各種調査・分析、問い合わせへの対応、その他これらに付随する業務に利用するために、弊社が保有する個人情報をグループ会社に提供いたします。</p> <p>※詳細は、弊社ホームページの「個人情報の取扱いについて」(https://www.kepco.co.jp/siteinfo/privacy/)をご参照ください。</p>

41. その他

- 毀損、滅失、故障修理、メンテナンスまたは取替工事等によりエコキュートが使用できない期間がある場合またはその他エコキュートが使用されなかった場合であっても、弊社は料金の減免、返還等には応じないものといたします。
- この契約種別による需給契約、オプション契約（IHクッキングヒーター）およびオプション契約（EV充電器）に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。
- ご契約締結後の内容については、初回料金の請求までに、弊社が指定する方法で通知いたします。
- エコキュート、IHクッキングヒーターおよびEV充電器（以下「リース物件」といいます。）の取付工事において、弊社の費用負担で実施する工事の範囲に含まれず、かつ、お客さまがリース物件を使用するために必要と弊社が判断する工事（以下「追加工事」といいます。）が発生する場合があります。この場合、お客さまはリース約款に定める指定工事店（以下「指定工事店」といいます。）との間で工事請負契約を締結して行うものとし、お客さまは、追加工事の費用を、指定工事店にお支払いいただくものといたします。なお、追加工事の費用は指定工事店の見積りにより決定いたします。
- 「従量電灯A」または「従量電灯B」とこの契約種別では燃料費調整単価が異なるため、燃料費調整額の増額が、この契約種別への切替によるメリット額を上回る可能性があります。最新の燃料費調整額は弊社ホームページ (<https://kepco.jp/ryokin/seido/>) をご確認ください。
- 「ご契約に関する重要事項説明」に記載のない事項の取扱いは、弊社が定める供給条件、料金表、オプション料金表、およびリース約款によります。供給条件、料金表、オプション料金表、およびリース約款は弊社ホームページで確認することができます。(<https://kepco.jp/>)

2022年7月現在

「3. 供給条件および料金表の変更」、「5. 需給契約の成立および契約期間」、「22. 需給契約の変更」における契約締結前後の供給条件の説明および書面の交付について、電子メールの送信またはインターネットを通じた閲覧に供する方法で行います。

なお、書面の交付を希望する場合は弊社までご連絡ください。

電気供給サービスを提供する小売電気事業者

<p>事業者名：関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）</p> <p>代表者名：執行役社長 森 望</p> <p>本拠地所在地：〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号</p>	<p>お問い合わせ先：0120-367-350（通話料無料）</p> <p>受付時間：9時～18時（年末年始を除く）</p> <p>※一部のIP電話からは、ご利用いただけない場合がございます。その場合は、06-7167-7641（通話料有料）へおかけください。</p>
--	--